

4. 大きな影響を受けている小売業等に支援金を交付します！（市） ～地域の小売業、生活関連サービス業、飲食店を支えます～

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言が発出され、国民に対して外出自粛が呼びかけられるとともに、愛知県からは、日常生活に必要な業種を除く県内全域の店舗や施設に休業要請及び営業時間短縮要請が出されています。こうした状況の中、中小事業者等における雇用の確保及び事業の継続を支援するため、愛知県の新型コロナウイルス感染症対策協力金の対象とならないものの、売上が減少するなど大きな影響を受けている小売業、生活関連サービス業、飲食店に対して、春日井市独自の支援金を交付します。

2 スケジュール（協力金も同スケジュール）

導入行程	作業内容
5月初旬	支援金申請受付開始
5月下旬	支援金交付開始（申請受付後、概ね2週間で協力金交付）

3 対象者

新型コロナウイルス感染症対策協力金の交付対象とならない小売業、生活関連サービス業、飲食店等の中小事業者等

（中小企業、小規模事業者、個人事業主、農業法人、NPO法人、社会福祉法人等）

4 実施内容等

対象者に対して、市独自に10万円の支援金を交付する。

5 予算額

250,720千円

〔内訳〕

新型コロナウイルス感染症対策支援金 250,000千円
(10万円/事業者×2,500事業者)

事務費 720千円

問い合わせ 産業部経済振興課 TEL 0568-85-6246